

第四百七十七回 参議院交通・情報通信委員会会議録第二十一号

平成十二年五月二十九日(月曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十五日

山内 俊夫君
吉田 之久君
荒木 清寛君

補欠選任

森山 裕君
羽田雄一郎君
弘友 和夫君

五月二十六日

森山 裕君
羽田雄一郎君
弘友 和夫君
橋本 敦君
淵上 貞雄君

補欠選任

山内 俊夫君
吉田 之久君
木庭健太郎君
畑野 君枝君
三重野栄子君

五月二十九日

中曾根弘文君
内藤 正光君

補欠選任

脇 雅史君
浅尾慶一郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

齋藤 勁君

委員

岩城 光英君
鹿熊 安正君
鈴木 政二君
田中 直紀君
野沢 大三君
山内 俊夫君

脇 雅史君
浅尾慶一郎君
谷林 正昭君
内藤 正光君
吉田 之久君
木庭健太郎君
畑野 君枝君
宮本 岳志君
戸田 邦司君

國務大臣

郵政大臣

政務次官

郵政政務次官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

郵政省電気通信局長

郵政省放送行政局長

労働省労政局長

天野 定功君
金澤 薫君
澤田陽太郎君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(齋藤勁君) ただいまから交通・情報通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二十五日、荒木清寛君が委員を辞任され、その補欠として弘友和夫君が選任されました。また、去る二十六日、弘友和夫君、淵上貞雄君

及び橋本敦君が委員を辞任され、その補欠として木庭健太郎君、三重野栄子君及び畑野君枝君が選任されました。

○委員長(齋藤勁君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(齋藤勁君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に日笠勝之君及び三重野栄子君を指名いたします。

○委員長(齋藤勁君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

電波法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に郵政省電気通信局長天野定功君、郵政省放送行政局長金澤薫君、労働省労政局長澤田陽太郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(齋藤勁君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(齋藤勁君) 電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○内藤正光君 おはようございます。民主党・新緑風会の内藤正光でございます。

まず、冒頭申し上げさせていただきますのは、今回の法案は、電波行政に係る手続の透明化だとか、あるいはまた効率化をより一層促進させるものとして私は評価をさせていただきます。しかし、若干不明確な点、私はより突っ込んで知りたい点がございますので、そういった点に絞って何点か質問させていただきたいと思っております。

まず、周波数割り当て計画の策定についてでございます。

御存じのように、従来は、周波数割り当て計画については単に業務別に行われていただけだと思います。しかし、今回の法改正によつて、業務別に加えて目的別、将来計画別、あるいはまた使用条件等々を定めるといふことがうたわれております。

そこで伺いをさせていただきますのは、これらどこまで具体的にこの法案あるいはまた省令等で書き込まれることになるのか、教えていただけますでしょうか。

○政務次官(小坂憲次君) 内藤委員にお答え申し上げます。

基本的にこれは透明性を増すものだという御理解をいただきましたとおりでございます。

御質問の趣旨であります。従来公表しておりました周波数の割り当て原則においては、周波数の割り当てにおきまして非常に大きくくりなものでございました。固定業務、移動業務といった無線通信の業務別に振り分けをするというような形でやってきました。

例えば、具体的に申し上げます。二百メガヘルツから二千二百メガヘルツまでは移動業務用にあたる、二千二百メガヘルツから二千三百メガヘルツまでは固定業務用にあたる、また二千三百メガヘルツから二千四百メガヘルツまでは衛星移動業務用にあたるというように大変大きくくりだつ

たわけでございます。

今回の改定によりまして、これが通していただきますと周波数割り当て計画は、これはこの数字が必ずこうなるというのではなくて、わかりやすく例として申し上げますと、例えば二百メガヘルツから二百五十メガヘルツまでは電気通信業務用の携帯電話用にするようなふうな規定をして、あるいは二百五十、その次の段階の部分から二百八十メガヘルツまでは公共業務用にして、あるいは二百八十メガヘルツから二百メガヘルツまでは一般業務用にする、このようにさまざまな用途の電波利用が促進されるように、きめ細かく無線局の目的別の区分を定めて公表していくこととしております。

また、周波数割り当て計画においては、今後の周波数の割り当ての変更に関する予定についても明らかにすることとしておりまして、例えば、現在公共業務用の固定業務に割り当てている周波数について、第三世代の移動通信システム、いわゆるIMT-2000と呼ばれておるものでございまして、の本格導入に対応するため、平成十四年度、二〇〇二年になるわけですが、二〇〇二年十二月以降、電気通信業務用の移動業務に割り当てることとする等、変更する周波数帯域と変更期日を明記することとしております。

このように、従来ですとこの先の部分というのは明示されなかったわけでありまして、この例に見られるように、平成十五年以降は第三世代の通信システム用に提供されますよということが事前にはわかるようになる、こういうようになるわけでございます。

また、このほか、周波数割り当て計画については周波数の使用に関する条件等についても明記することとしております。これはすなわち、空中線電力の値だとかそういうものを具体的に記述する、こういうことになっております。

○内藤正光君　そこで、平成十一年十一月三十日に、電波法制の在り方に関する懇談会の報告書が提出をされているかと思えます。その中でどうい

うことが述べられているかといいますと、長期的な周波数計画の策定ないし公表が必要である、しなければならぬというたっているわけでございます。

しかし、今回の法案、本来だったら第二十六条の二項にこのことが明確に書き込まなければならぬはずだと思んですが、これが書き込まれていない。少なくとも、長期的な計画という文言がどこにも見当たらないわけでございます。しかし、私は、企業が中長期的な事業計画を立てる際には、必ずこの長期的な視点に立った計画というのは、必ず必要不可欠ではないかと思っております。

そこでお伺いをさせていただきますが、こういう私の意見に対する御見解と、法案の中ではどの程度長期の計画ということを示す予定なのか明らかにしていただきたいと思います。

○政務次官(小坂憲次君)　ただいまの御質問に対しましては、周波数割り当て計画は、周波数割り当て手続の透明性の向上、電波の有効利用の促進及び無線局の免許申請者の利便の向上に資するために策定し、また公表するものでありまして、企業が電波を利用した電気通信サービスの提供や自営ネットワークの構築の計画策定等の経営方針を立てる際の有益な情報になるものと考えております。

また、この周波数割り当て計画の策定においては、無線局の周波数移行に要する期間や技術の進展等を考慮して、おおむね十年程度の期間を見通したものとしたいと考えております。

○内藤正光君　十年程度ということではよろしいですね。わかりました。

そこで、一応十年程度の計画をそこで策定し公表されるわけなんですが、大体計画というのは往々にして大きくずれが生じてくるわけでございます。そのいい例が携帯電話に関する予測ではないかと思っております。

例えば、平成九年の予測で、二〇〇〇年、今現在ですね、携帯電話の普及率がどの程度になっているんだらうかという予測が出されましたが、そ

れによれば大体二千五百万から三千二百五十万台程度だろうと予測を出していたわけなんです。ところが、この予測が大きく外れた、これはいい意味でなんですが、外れたということは言うまでもございませぬ。

やはり私は、長期の計画を立てることも大事だけれども、それに加えて、電波利用の急激なニーズの上昇だとか、あるいはまた最新技術の登場などを踏まえて定期的にこの見直しを行うっていくべきだと考えるわけでございます。そのことに対してどういふふうに臨まれるのか、お答えいただけますでしょうか。

○政務次官(小坂憲次君)　委員御指摘のとおり、携帯電話の例を引きますと当初の予想をはるかに上回るものになりました。この原因はいろいろあると思えます。売り切り制度を導入したことによって非常に使いやすくなった、また買いやすくなった、こういったようなものがあつたり、また技術的な問題においても、当初音声だけであつたものがデータ通信に利用できるよう、あるいは画像も送れるようになってきた、大変な進歩でございます。こういった技術変化に対応するように見直す必要があるだろうと、これも御指摘のとおりでございます。

そんな意味から、周波数の割り当てについては定期的に申し上げるか、結論から申し上げますれば随時見直ししていきたい、これが基本的な考え方でございます。

周波数の割り当て計画策定後におきまして、新たな周波数需要及び無線システムの導入というようなものが行われる、あるいは電波有効利用技術の開発状況、これをよく見ていきたい。あるいは、おおよそ二年ごとに開催される国際電気通信連合、いわゆるITUの世界無線通信会議、WRCと呼んでおりますが、における国際的な周波数分配の見直しが行われます。これらを踏まえまして、電波利用を取り巻く内外の環境の変化を踏まえて随時見直しを行い、電波の有効利用の促進に資することとしたいと考えております。

○内藤正光君　次は、その策定したものを公表するというところで一点質問させていただきたいんですが、それは第二十六条に周波数の公表ということが書かれているわけなんですが、改正後と現状とを比べてどう公表の仕方が改善されるのか教えていただけますでしょうか。

以前、衆議院でこの辺質問したら、官報に公示するだとか、あるいはまた中央あるいは地方の監理局で資料を閲覧できるとかございました。こういう時代ですからインターネットでの公表も当然行われるべきだと考えるんですが、この辺も含めて教えていただけますでしょうか。

○政務次官(小坂憲次君)　公表の仕方でございますけれども、周波数割り当てについては従来から実施している公表の方法といたしましては、今御指摘のように、本省及び全国十一の地方電気通信監理局におきまして関係資料を備え置いてこれを閲覧可能とするという方法で行ってございました。また、閲覧に供している内容といたしましては、無線通信の業務別の割り当てを定めた周波数の割り当て原則について、また電気通信業務用等の一部の周波数については無線局の目的別の割り当てを定めた電波法関係審査基準、また免許を付与した無線局に割り当てた周波数ポイント、すなわち位置等を記載した日本無線局周波数表等であります。

先ほどインターネットのお話もございましたけれども、最近では、周波数の割り当て原則及び日本無線局周波数表について、これらの二つに関してはインターネット、すなわち郵政省の本省のホームページでございまして、そこを通じて公表することとしております。そのような意味で委員御指摘のような幅広い公表が行われるようになっております。

今回の改正によりまして、周波数割り当て計画は、従来からの本省等における閲覧やインターネットによる情報提供に加えまして、その策定及び変更を公示する、すなわち今御指摘の官報による公示、こういうものが加わることになったわけ

でございます。

○内藤正光君 続きまして、これも情報公開と関係のある質問なんですが、今回競願処理手続というものが法案に盛り込まれたわけなんです、やはり審査の公平性とか透明性をいかに担保するかというのがみそになるというのが大事になってくるんじゃないかと思うんです。そのために、じゃどうすればいいかといえ、審査基準を明確にすること、そしてこれとあわせて情報公開を徹底させることではないかと思うんです。

競願処理になった場合、比較審査するわけですが、私はその結果がどうなったのかとあわせてその理由についても、なぜはじかれたのかとかなぜオーケーだったのかとかという理由についても広く公表すべきではないかと思うんです。これによって初めて私はその辺の審査の公平性とか透明性が担保されるのではないかと思うんですが、大臣いかがでしょうか。

○政務次官(小坂憲次君) ただいま無線局免許の比較審査手続においてその透明性を確保するために理由までも明示すべきだと、こういうことでございます。

比較審査によりまして免許人を決定する際には、電波監理審議会へ諮問を行うとともに、その結果を公表することといたしております。また、比較審査の結果に至った理由についてもございまして、これは原則公表、開示すると、こういうことといたしておりますが、公にすることによりまして法人または個人の権利、また競争上の地位その他正当な理由を害するおそれがあるものなどは公示しないことといたしております。情報公開法の趣旨を踏まえつつ公表することといたしておりますわけでございます。

○内藤正光君 わかりました。

じゃ、確認なんです、原則その理由は公開するとはいうものの、これを公開することによってある企業に不利益を与えると判断された場合はその限りではないということですね。それを判断するのはどなたなのか、どういう機関なのかもちょっと

とあわせて教えていただけますでしょうか。

○政務次官(小坂憲次君) 基本的に判断をいたしますのは電波監理審議会の中でやるわけでございますが、その理由の中に、今申し上げました企業の正当な利益を害するというのは、決して競争上の問題とかなんとかということよりも、任意で提供していただいた資料等でありまして、これは本来そういつた公表されるというものを一般的には予測しないようなものをすべて公表してしまうというのではなくて、審査の中でその判断に重要に関係したが、情報公開法の定めによってこれはやはり一定の制限を設けるべきだと言われているようなものについては除くということを申し上げたわけでございます。一概に企業の利益を害するからすべてだめだと、こういうことではないというふうに御理解いただきたいと思います。

○内藤正光君 わかりました。続きまして、事業譲渡についてちょっとお尋ねさせていたただきたいと思っております。言うまでもなく、本法案において無線免許の承継に関する規制緩和がある意味では行われたわけですが、これによって無線局の事業譲渡がより容易になったわけでございます。これはある面では評価するものがございますが、しかしもう一点考えなきゃいけないことがあるかと思っております。それは何かといえ、ラジオとかテレビというのは、やっぱり私たち国民の貴重な情報源でございます。言葉をかえて言うならば、私たち国民生活にとつてどちらも、テレビもラジオも必要欠くべからざるものではないかと思っております。

そこで、こういった面があるわけでございますから、単に経営的な側面のみでこういった事業譲渡が進み、結果として例えばラジオ放送がなくなってしまうとか、あるいはまた番組が粗悪になつてしまふというふうな、こんなような放送サービスの質の低下を生じさせるものであつてはならないと思っております。そこでお伺いをさせていただきたいのは、こういった事業譲渡によって放送サービスの質の低下

を招かないよう、郵政省としては、大臣としてはどのような対応をお考えになられているのか、お答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(八代英太君) 内藤委員御指摘のとおり、テレビ、ラジオは私たちの生活の中でも欠かすことのできないまさに共生の情報源だということに思っております。そういう意味では国民生活に不可欠なものでございまして、この辺をしっかりと守らなければならぬ、このように思っています。

したがって、事業譲渡に伴う免許人の地位の承継に当たりまして、放送サービスの質の低下になるようなことが起こらないように最大限取り組んでいく私たちが責任もあるように思っております。

また、事業譲渡に伴う免許人の地位の承継の許可に当たりまして、当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること等、電波法第七条の審査基準を準用して厳格にこの辺は審査することといたしております。

また、放送サービスの質につきましては、放送番組編集の自由という、これは表現の自由も含めた自由という観点から、基本的にはこの辺、番組の中身までは我々が口出しは慎まなければなりませんけれども、放送事業者の自主的な取り組みに期待するものがございますが、事業譲渡に伴う免許人の地位の承継の許可に際しましては、例えば非常災害時の放送や視聴覚障害者向けの字幕放送等の確保等、放送の充実に関する取り組みの要請を行うこととしておりまして、放送サービスの質の確保ということも十分私たちが配意しなければならぬ、このように思っております。

特にラジオの場合は、私もラジオ局が長かつたんですけれども、非常に視覚に障害のある方々にとりましてはラジオが唯一の情報源だというふうなところもございまして、テレビでは解説つきの放送なども最近では始めるようになってきておりますけれども、やはりラジオというものが大変便利であります。我々も、車に乗っても交通渋滞の情

報を得るにはラジオのそうした渋滞情報等々含めて、あるいはナイターも含めて、余り放送の方に気をとられて事故でも起こされたら困りますけれども。

そういう意味でも、ラジオ、テレビ含めて、これは情報の車の両輪のような思いに立つてまいりますから、その辺はしっかりと私たちが配慮しながら取り組んでいきたい、このように思っております。

○内藤正光君 わかりました。しっかりとその辺、放送サービスの質の低下を招かないよう、郵政省としても、当然自由が原則なんです、質の低下を招かないよう配慮してくださるようお願いを申し上げさせていただきます。

○政務次官(小坂憲次君) 諸外国における無線局免許の競願の処理手続方法としては、一つは先着順といいますか先願順処理、二番目は比較審査方式、三番目は抽せん、四番目はオークション、順番はともかくとして、このような方式があるわけでございます。各国においてとられている方式はさまざまでありまして、先願順処理に加えてこれらの方式のうち一つまたは複数の方式がとられているのが通例でございます。

米國におきましては、新規の無線局免許であつて競願状態が予想される場合には原則オークションを行うこととされておまして、日本の携帯電話に相当するPCS、パーソナル・コミュニケーション・サービスや衛星放送等においてオークションが実施されておるわけでございます。一方、非営利で教育目的のFMラジオ局等につきましては比較審査方式によることとされております。また、抽せんによる制度も設けられておりまして、この抽せんというのとはあるというだけでご

ざいですが、例としてはここに書いてございませ
ん。警察、消防、救急といった公共安全業務用の
無線局は先願処理によることとされておしま
す。

また、イギリス、ドイツ、カナダにおいては、
先願処理に加えて比較審査方式とオークション
方式の両方がとられております。例えばイギリ
スにおきましては、携帯電話、無線呼び出し、加
入者無線アクセスシステムにつきましては比較審
査方式がとられておられます。また、イギリ
ス、第三世代移動通信システム、いわゆるIM
T二〇〇〇につきましてはオークションが実施さ
れておられます。この英国のオークションにつ
いてはいろいろ高額落札が最近話題となつてお
ります。また、フランスにおきましては、先願
処理に加えて比較審査方式のみがとられてお
ります。オークション方式は導入されておられ
ません。これまで携帯電話、加入者無線アクセ
スシステム等において比較審査を実施してござ
います。今後の第三世代移動通信システムにつ
いても比較審査によることとされておしま
す。

また、オーストラリアにおきましては、先願
処理に加えてオークション方式のみがとられて
おられます。比較審査方式は実施されておられ
ません。以上でございます。

○内藤正光君 ありがとうございます。
大きく言つて四つの手法があるということ
おっしゃいました。先願、比較、抽せん、そし
てオークション、それぞれの手法にそれぞれの一
長一短があるわけでございます。

聞くところによりますと、今回も実は最終的
には比較審査ということに落ちついたわけな
のですが、その過程でかなりオークション制
度の導入も真剣に議論をされたというふう
に聞いております。私もやはりこれからの
時代、ある程度市場の中で、いつまでも
国が、郵政省が電波割り当てをもうが
んじがらめにコントロールするといふ
より、ある条件をつけて一部分だけは
やはりオーク

ション制にかけて、市場の原理の中で、市場
という枠組みの中でそれを求める人に適
当な対価で使用权を認める、こうい
ったのもあつてもいいんじゃないか
なと思つておられます。

そこで、最終的なオークション制度を採
用したのか、これをオークション制の持
つメリットないデメリットを説明し
つつ教えていただけますでしょうか。
○内藤正光君 電波割り当てにお
けるオークション方式は、今その一つ
を小坂総括の方も御説明申し上げ
ましたけれども、まず、オーク
ション方式というのはいろいろメリ
ットがあると思つておられます。例
えば一つは手続の透明性が
高いということが挙げられると思
います。それから選定処理がこれ
は迅速だと思つておられます。そ
れから国家財政への寄与という
ことも一方ではあるかもし
れません。そういうメリットがあ
ると言われておられます。これ
もまた大変だといふ心配がない
わけではございません。

一方、これに対してオークション方式
のデメリットという部分も挙げて
みますと、まずオークションの
落札金のサービスクレジットとい
うものが当然出てくる。この
例に見ると、どんどんはね上が
つて、三兆とかそれを超えるよ
うな大きな形で、結局金の
ある人がそれを落札するとい
うようなケースになっていき
ます。資金の豊富な者による
周波数の独占の懸念というこ
とが当然出てくる。それから、
資金を準備できない新規参入
者が排除されていってしまう
。まさに弱肉強食になってしま
う。また、電波という公共性
にかんがみること、懸念もあ
るという指摘もございませ
ん。

今回の法改正に先立ちまして、オーク
ション方式を含む無線局免許にお
ける競願処理手続等について
検討をお願いいたしました電
波法制の在り方

に關する懇談会というのがあつた
んですけれども、座長は多賀谷先生
でございますが、ここに
おきましても、オークション方式
にはやっぱり問題点が多いこと
から、その導入は日本では時期
尚早ではないかという結論が出
されたわけでございます。また、
IMT二〇〇〇の導入に際して
も、オークション方式の導入に
賛成するといふ方は全くと
りません。文化の違いもあるの
かもしれません。

郵政省としては、これらを勘案
して今回の法改正においては
オークション方式は採用して
おりませんけれども、既に制度
を導入している諸外国の
状況もこれあるわけございま
すから、そういうものは引き
続き参考にながら今後とも
検討を続けるところでござ
います。

○内藤正光君 確かにオーク
ション制のデメリットを挙げ
れば、最近のイギリスでの
事例がやはり一番大きいん
じゃないかと思つておられ
ます。それに、デメリットに
まさら、そのようなメリ
ットも確かにあるわけな
んですが、例えば周波数の
独占については、これは一
つの資本系列が独占しな
いような条件づけをすれば
解決できるか、いろいろ
解決策はあると思つてお
られます。それに、デメリ
ットにまさるいろいろな
メリットもあるわけござ
います。より競争を促進
させるだとか、数々の
メリットが確かにオーク
ション制にはあるわけ
です。ですから、こ
ういつたメリットに
目を向けつつ、今後
も引き続き検討課題
としていただければ
と思つておられます。
よろしくお願
いいたします。

続きまして、今回の法案には
直接関係しているわけ
でございますが、最近
新聞を見ますと、その
報道の中で、携帯
電話から出る電磁波
が人体に影響を
与えるおそれがある
という趣旨の記事が
随所に見られるよ
うになってまいり
ました。このこと
に關して、いろいろ
な研究もなされて
いるように思
つておられます。

と、はつきりわかつてお
る。知見、このこと
について教えて
いただけませ
んか。

○政務次官(小坂憲次君) 電
波の人体に与
える影響につ
いては、これ
まで五十年
以上の研究
の蓄積があ
りまして、こ
れらを踏ま
えて十分の
安全率を考
慮した基準
値である電
波防護指針
が策定され
ております。
この基準値
については、
世界保健機
関、WHOと
連携して活
動している
国際非電離
放射線防護
委員会とい
うのがござ
います。こ
こが平成八
年、一九九
六年に、電
波防護指針
値を下回る
電波につ
いて、これ
によりまし
てがんを含
め健康に悪
影響が發生
する証拠は
ないとの見
解を聲明し
ておられます。
しかしなが
ら、本件は
人の健康に
係る問題で
ありまして、
より万全を
期すために
郵政省にお
きましても
平成九年
より電波の
安全性の研
究を行つて
いるところ
でありまし
て、これまで
の動物実験
等の研究に
より、熱作
用を及ぼさ
ない電波の
強さでは
脳内への毒
性物質の侵
入を防御し
ている機能
が損なわれ
ないことを
確認いたし
ておられます。
また、電波
による影響
への対策に
ついてござ
います。電
気通信技術
審議会から
答申を受け
た電波防護
指針値を民
間のガイド
ラインとし
て活用する
よう関係機
関に要請し
たところで
ございま
す。さらに
その対策を
強化するた
めに、去る
五月二十二
日の電気通
信技術審議
会におきま
して、局所
SARと呼ば
れる電波の
人体への吸
収量の測定
方法につ
いて諮問し
たところ
でありまし
て、答申を
受けてその
強制規格化
を進めるこ
とをいたし
ておられます。
なお、米
国におきま
しては局所
SARの強制
規格化が行
われてお
りますが、
その測定
方法は確立
されてお
りません。
また、欧
州にお
いてもその
強制規格
化がなされ
ておられ
ません。そ
の測定方
法につ
いて標準
化作業が
進められ
ている状
況であり
まして、こ
のような
ことから
我が国の
取り組
みは海外
に比べて
決して決
してお
くれている
ものでは
ないとい
うふう
に認識を
いたして
おられます。
また、こ
の測定方
法等ござ
います
が、いわ
ゆる

と、はつきりわかつてお
る。知見、このこと
について教えて
いただけませ
んか。

と、はつきりわかつてお
る。知見、このこと
について教えて
いただけませ
んか。

る頭部に当たった携帯電話の位置とかそういうようなものが決められているわけでございます。

以上でございます。

○内藤正光君 最後の質問になりますが、日本としても諸外国と比べて決してその対応がおくれないわけじゃない、及び腰になっていくわけじゃないということをおっしゃったが、例えばWHOが世界に向けて呼びかけた調査に対して、諸外国はもう既に二年前にそういう調査に参加している。それに対して、日本はことしになってやっと参加したとか、あるいはまた電磁波の頭部への吸収量規制についても、アメリカのFCCでは規則として一・六ワット以下に定めてあるのに対して日本はガイドラインで二ワット以下としている等々、こういった客観的なデータを見ていきますと、何かちよつと諸外国と比べて多少おくれがあるのかなという気がしないでもないわけでございます。

ですから、これは人体に問題があつてからじゃ取り返しがつきませんので、積極的に、もう健康第一ということで取り組んでいただきたいわけなんです。この問題に関しての今後の郵政省としての、国としての取り組みについてお伺いをさせていただきます。

○国務大臣(八代英太君) 携帯電話は急速に普及をしております、もう固定電話を追い抜いてという状況になってまいりますので、生活の中のもの必需品と、こういうとらえ方になるだろうというふうにお考えです。その携帯電話の電波が人体に与える影響について不安を持つ方も多いということをお私ども承知しております。

私も、左のワイシャツのポケットに携帯電話を入れて、ここで鳴って震動が来ますと、ここが心臓の下でなってるんです、最近ちよつと左で寝ると夜うなされたりますものから、これは携帯電話の震動の影響かなんかと思ひながら、いや、別にうなされたらつていうのはそういう意味じゃなく、ついそんなことをはつと思つと、今度ワイシャツの右の側のポケットに携帯電話を入れてお

いた方がよりメンタルな部分で安全かなんと思つたりして。

いろいろそういう意味でも、いずれにしても電波、電磁波というものですから不安を持つ方が多かるうと思ひますので、電波が人体に及ぼす影響については、先ほど総務次官の方からお話でございます。先ほど総務次官の方からお話申に基づきまして策定した電波防護指針の基準値を民間のガイドラインとして活用するよう関係機関に要請もいたしております。

郵政省としては、この基準値を満たせば安全性は確保できるものと考えてはおりますけれども、その強制規格化を図るために、現在、人体への電波の吸収量の測定方法について電気通信技術審議会が御審議もいただいております。このように思ひます。いずれ結果は出るだろう、このように思ひます。

さらに、平成九年度、先ほども政務次官の方からお話がありました、一九九七年度から電波の生体に与える影響の研究を実施しております。これは厚生省の方もやっておりますが、今年度からは、電波が長期的に生体に与える影響を調査する動物実験や、あるいはまた携帯電話の使用と脳腫瘍との関係についての疫学的な調査とか、さらには生体電磁環境に関する国際的な政策担当者会合の開催など、今後一層の取り組みをいたしまして充実を図りまして、国民の皆さんに対して安心してくださればいいということが広く周知徹底できるように、またその調査結果、研究結果等をしっかりと公表して、そしてまた御理解をいただくように努力をしていきたいというふうにお思ひしております。

外国の方でもいろいろな機関が研究をしております、そういう外国からのデータも取り入れまして、私のようにちよつと不安が人間というのでも結構いらないかと思ひますので、安心してくださればいいと思ひます。このように思つておられるところでございます。

○内藤正光君 終わります。

○委員長(齋藤勲君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、内藤正光君が委員を辞任され、その補欠として浅尾慶一郎君が選任されました。

○宮本岳志君 我が党は、無線局免許の競願処理手続を今整備するということに反対ではございません。しかし、法案の内容を一つ一つ検討してみますと、事業譲渡に伴う免許人の地位の継承については、事業の公共性の確保、あるいはそこで働く労働者の生活と権利の保障という点で重大な問題を持つのではないかと考えており、容認できないということであります。

それについては質問の後半で明らかにいたしませうけれども、その前に幾つか郵政省に確認をしておきたいと思ひます。

本法案によつて導入される特定基地局の開設計画の認定制度、これによつて今直ちに開設するのではない施設にも周波数が割り当てられることになりす。

最近の携帯電話の普及に伴つて、電波塔建設をめぐる地域住民と事業者のトラブルが多発をしております。その中で、無線局の免許制度がこの間事業者が住民を無視して暴走できない一つの歯どめとして機能してきたというふうにお思ひます。そこで、二つ確認をさせていただきます。

実際に電波を発信するには、別途に電波塔ごとに免許が必要ということかと思ひますが、その点と、それから個別の基地局の免許申請に關して、開設計画の認定があるからということと審査の厳正さが損なわれたりすることはないか、この二点について御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(天野定功君) 携帯電話事業者などが個々の基地局を開設するに当たりまして、開設計画の認定を受けている場合でありまして、電波法第六條の規定に基づく免許の申請を行つていただくことは必要でございますが、個々の基地

局の免許申請につきましては、電波法第七條に定める審査基準に基づきましてこれまでどおり厳正な審査を行うことといたしております。

○宮本岳志君 くれぐれも厳正な運用をお願いしたいと思います。

ところで、この電波塔をめぐるトラブルの背景として、先ほど議論がありました電波の健康リスクへの懸念ということがございます。

郵政省は、電波の人体に与える影響について、ICNIRP、先ほどお話がありました国際非電離放射線防護委員会、この電波防護指針値を下回る電磁波暴露により、がんを含め健康に悪影響が発生する証拠はない、この声明をもつて電波防護指針を満たせば安全であるという考えに間違いはないですね。そういうことですね。

○政府参考人(天野定功君) お答え申し上げます。郵政省では、電波が人体に及ぼす研究につきましては、平成二年、一九九〇年、及び平成九年、一九九七年に電気通信技術審議会から十分な安全率を考慮した基準値である電波防護指針の答申を受けまして、電波の安全性確保に係る施策に活用しているところでございます。

この基準値は、先生御指摘の国際非電離放射線防護委員会、いわゆるICNIRPでございますが、などが策定している基準値と同等のものであります。平成八年、一九九六年に同委員会が基準値以下の電波により健康に悪影響が発生するとの証拠はないとの見解を出しているように、郵政省としましてはこの基準値を満たせば安全性は確保できるものと考えております。

さらに、より一層の安全を期すために、平成九年、一九九七年度から電波の生体に与える影響の研究を実施して、今後とも引き続き電波の安全性に関する研究の充実などを図り、国民の電波に対する懸念にこたえていきたいと思ひます。

○宮本岳志君 郵政省からそういう趣旨のパンフレットをいただきました、シロクマの写真のついで

た。この中にお話しのようなことが書かれて
ございます。しかし、今お話ししたICNIRPはこ
う述べているんですね、「健康に悪影響が
発生する」との証拠はない」と。ところが、そのIC
NIRPの声明を解説する郵政省の文章では、
「この電波防護指針値を満たせば人間の健康への
安全性が確保される」と、こうなっているん
です。

私は、どう考えても「悪影響が発生する」との証
拠はない」ということと「人間の健康への安全性
が確保される」ということとの間には少し違いが
あるのではないかとありますが、なぜ悪影響の証
拠がないからといって安全性が確保されると言
えるんですか。

○政府参考人(天野定功君) 用語につきま
しては、確かに「確保される」というのと「証
拠はない」というのは完全な意味で一致して
いるとは言えないところがあるかもしれませ
んけれども、一般的に国際的な見解として
は、国際非電離放射線防護委員会の見解で
は電波の安全性基準として通常安全である
という評価を受けているところではないかと
思います。

○宮本岳志君 完全に一致していません。し
かも、安全にかかわることをこういふに言
うこと自身が今本当に問題になっている安
全神話そのものではないかと、私、読んで思
っています。

私は、昨年、本委員会が非熱作用による人体
への影響ということを指摘いたしました。さら
には、スウェーデンの医師が携帯電話を耳に
当てると脳腫瘍の発生部位との関連性とい
う指摘を行ってまいりました。これは国際
的にも大きな議論となつてまいりました。
この間、NHKの番組でもこの問題は取り
上げられております。

これについての、実は今お話ししたICNIRP
の声明を改めて見てみただけでも、携帯電
話の利用に伴う頭部の局所SARは使用する周
波

数及び形態ごとに評価する必要があると述
べられておるわけですね。

そこで、五月二十二日、郵政省は携帯電
話から出る電波の人体への影響について、吸
収率について電気通信技術審議会に新たな諮
問を行いました。これは、この局所SARにつ
いて比較率の測定方法を定めよう、決めよ
うということだと思っておりますけれども、こ
の審議会に置かれる局所吸収率測定委員会
の専門委員のうち、医学の専門家は三人、
医学系の専門委員は一名となっております。

○政府参考人(天野定功君) 今回の電気通
信技術審議会局所吸収率測定委員会は十六
名で構成されておりますが、このうち電気
通信事業者の専門委員は三名、医学系の
専門委員は一名となっております。

この委員会の構成につきましては、今回
の検討内容が、既に医学的見地から策定さ
れた電波防護指針を前提として、これへの
適合性を確認するための局所SARと呼ば
れる電波の人体への吸収量の測定方法を
策定するものであります。測定技術の専
門家を主体とした構成となっております。

なお、電波防護指針を策定した平成九年
、一九九七年、電気通信技術審議会の生
体電磁環境委員会の構成委員は二十一
名中八名が医学系の専門委員となつて
おり、さらに電波の人体に与える影響
の研究を推進している生体電磁環境研
究推進委員会におきましては、十八名中
半数の九名が医学系の委員となつてい
るところであります。

○宮本岳志君 いや、あなた方が安全だ
という根拠にしては、ICNIRPの声明で
安全だ、まさに先ほども繰り返された
が、がんを含め悪影響が発生する証拠
はないと、その述べた声明に、携帯電
話機の利用に伴う頭部の局所SARは使
用する周波数及び形態ごとに評価する
必要がある、それも同時に書かれてい
るわけですから、私は医学的見地から
の検討はもう少なくていいということに
なら

ないと思うんです。

結局、日本の携帯電話を外国で売る
ためには国際的な基準をクリアしておか
なければならぬ。だから、いかに国際
的な基準をクリアしておかなければなら
ぬ。どうかという、そういう検討をして
いるんじゃないかと。私は、そこに力
点が置かれて、結局健康のためには
業界の利益のための検討を始めよう
というふうに見ざるを得ないという
ふうに思います。これは指摘だけを
させていただきます。

それで、次に、最初に指摘をした
免許人の地位承継の問題です。
電波法の第二十条に事業譲渡に係る
第三項をつけ加えるという改正が
本案に含まれております。二十五
日の委員会では、「第三に、企業
組織の再編成の円滑な実施に資
するため」と、この趣旨が説明
されましたが、これは電波法
第二十条の改正のことよろしい
ですね。

○国務大臣(八代英太君) そのよう
に説明させていただきます。

○宮本岳志君 企業の再編成を円滑
に実施するということが企業経営
の側から強い要望として出
されていることは最近の傾向
であります。しかし、そこで働
く労働者の側から見れば、こ
れは手放して喜べるものでも
ないというのが私は事実だ
と思うんです。

それで、ことし二月十日付の「
企業組織変更に係る労働関係
法制等研究会報告の要旨」と
いう文書を労働省からいただ
きました。その三枚目には
「労働関係の承継の問題点」と
されたところをひとつ労働
省、読んでいただけますか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 御
指摘の研究会におきましては、
「労働関係の承継の問題点」
の部分でございます。一つと
して、「労働関係の承継は会社
間の合意により画されるため、
労働者によつては、承継され
ない不利益が生ずる場合が
想定され、また、これらの
労働者については、従事し
ていた職務から切り離され
る場合が想定されること」、
二つ目

として、「労働協約の承継が
会社間の合意により決定
されるため、労働協約が承
継されないことが生ずる
こと」とされております。

○宮本岳志君 この労働省の研
究会報告というのは、先
ごろ成立した商法の改正
をにらんで、労働者を
会社の組織変更の手法
が多様化することで予
想される不利益から守
るためにどのような立
法措置が必要かという
ことを検討されたもの
だと思います。

では、お伺いいたし
ますけれども、これも
労働省です。この報告
を踏まえて、分割とか
はいいです。営業譲
渡に限って労働関係
承継について立法措
置がとられたか。端的
に。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 端
端的に申し上げます。
研究報告の趣旨を踏
まえて、私も営業譲
渡につきましては今回
立法措置は講じてお
りません。

○宮本岳志君 何も立法措置を講
じなかったということ
なんですか。それで、
事業譲渡に伴って労働
者に深刻な不利益が
もたらされること、こ
れは今お話ししたよ
うに労働関係の承継
の問題点として議論
しながら、結局これ
についての手当てが
なかったというのが
事実だと思います。
にもかからず、郵政
省は、この事業譲渡
の制度を放送や電
気通信事業者に使
えるように法改正を
今回提起しております。

衆議院の通信委員
会でTBSラジオの分
社化問題を我が党は
取り上げました。こ
の免許承継規定との
関係をたまたま矢島
委員に対して郵政
省の金澤放送行政
局長は、TBSは事
業譲渡を行って無
線局の免許の地位
の承継を譲受人に
行うことを考えて
いるわけではないと
答弁されました
が、これはつまり
先般成立した商法
改正に基づく会社
分割を考えている
ということと理解
してよろしいで
すか。

○政府参考人(金澤君) 矢島委員
が先般の衆議院の
通信委員会におき
まして御質問され
たわけですが、そ
の御質問の中で
TBSの分社化

の現状について言及されていたということでございます。

今回のTBSの分社はラジオ番組の制作と営業部門の一部を分社したものでございまして、無線局を用いる事業の全部の譲渡を行うものでないことから放送局免許の承継の問題が生ずるものではないという、そういう事実関係を申し上げたいということございまして、商法改正に基づく会社分割を特段念頭に置いたものではないということでございます。

○宮本岳志君 ラジオ番組の制作と営業部門のごく一部を分社したと、それはもう知っているんです。それはわかっているんです。最初からそれだけの話なのか、それとも免許制度の制約があったからそれにとどまったのであり、できることなら分社化に、免許譲渡も含めて、免許の承継も含めて完全な分社化に進みたいと思っているのかというところが問題だと思えます。

ここにTBSの分社化問題を報じた新聞記事の写しを持ってまいりました。ここにはこう書いてあります。「今後、制度の変更で分社が放送免許を承継できるようにすれば、TBSラジオ&コミュニケーションズに免許を移行させる方針だ。」と、はつきりこう報道されているわけですね。これはことしの二月三日の民間放送という新聞なんですけれども、この新聞の発行元の機関名及びTBSはこの機関でどういう役割を担っているかお答えください。

○政府参考人(金澤義君) 民間放送紙を発行している社団法人の名称でございますが、社団法人日本民間放送連盟、いわゆる民放連でございます。TBSもこの社団法人の加盟社というところでございます。さらに、TBSの社長が民放連の副会長の一人となっております。

○宮本岳志君 これはTBS社長が副会長を努める民放連の機関紙に、はつきり今読み上げたように、「TBSラジオ&コミュニケーションズに免許を移行させる方針だ。」と、今後制度の変更で分社が放送免許を承継できるようにしなければならぬ

と、こう言っているわけですね。

私のもとに民放連、労働組合から本法案に対する要望書が提出されております。それによると、「ラジオ・テレビ兼営局においては、売上げの低迷がつつくラジオを経営の「お荷物」扱いし、その社会的役割に目をつぶり、これを切り離す言動が目立ってきています。」「こうした時期に、「電波法第二十條の改正がおこなわれることになれば、火がついたラジオ分離の動きに油を注ぐこととなるのは明らかです。」と、こう述べられているわけですね。

天野電気通信局長は衆議院の審議の際、こうした民放業界の事情がわかった上で、あるいは法務委員会に既に商法改正案が議論されているという法改正の動きもわかった上で答弁をされたのか、いかがですか。

○政府参考人(天野定功君) 放送事業者の中に先生御指摘の分社化などの組織の再編の動きがあることは承知いたしております。

また、会社分割の制度を創設するための商法改正案及び会社分割に伴うさまざまな許認可の承継などについて電波法を含む関係法律を一括して改正する整備法案につきましては、所管の法務省が郵政省とも調整の上政府として提出したものであります。

○宮本岳志君 分社化について大臣は、放送の健全な発展に必要な措置と答弁をされました。しかし、昨年のラジオの広告収入が五割余りも落ち込んでいるようなときに、そこだけ本体から切り離すような組織再編がやられたら、まさにラジオ放送というものがいよいよ切り捨てられていくということもあり得ると思っております。

改めてラジオの重要性ということを私は考える必要があると思えます。

私ごとになりますけれども、私の祖母は、私が物心ついたときには寝たきりの状態でございました。私は学校から帰りますといつも祖母のまくら元に行つたのですが、祖母のまくら元にはいつもラジオが置いてありました。一日じゅうラジオ

を聞いておりました。ラジオ放送はまさに祖母の文化であり生活そのものであります。それから三十年の時がたつて、私は選挙の候補者として大阪の中小零細業者の皆さんのところを足で歩いて訪ねました。金属加工の作業場、旋盤一つで御主人たった一人、油にまみれてそれこそ一日じゅう仕事を黙々とされている、そこでもかかっているのはラジオであります。テレビでは仕事にならない。ラジオをかけて一日じゅう仕事をされておりました。

大臣は、かつて放送業界に身を置いてこられた方でありまして、災害時の例を挙げるまでもなく、放送文化というものを、とりわけラジオ文化の持つ役割というものを、それはもうわかっていただいていと思うんです。これをお荷物のように扱いて、もうけのために切り捨てる、そんなことは見過ごすことはできないと思っておりますけれども、ひとつ大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(八代英太君) ラジオをお荷物などと、ちょっと過激なお言葉でございますが、決してそうではないと思っております。

私も、まづほとんどテレビよりもラジオの方が多いかもしれません。ラジオ局に籍を置いたという経験もありますし、ラジオというの仕事をしたがら、そしてまた動きながら、考え事をしながら、映像はついていないわけですからその言葉の中で情報をしっかりと受け取ることができるといふ思いを持ちますと、ますます私はラジオは需要は拡大していくだろうというふうな思っております。そういう意味でも、ラジオの機能がシンブルでパソコンのように複雑な操作が要らないことから、デジタル化時代においても暮らしの中で、今委員がおっしゃったようなそういういろいろなことを考えましても、ますますその役割は果たしていくというように私を私も期待を込めておられます。

事業譲渡は、既に商法に規定がありまして、事業譲渡に伴う免許等の承継も電気通信事業法を初め多数の法律に規定がありまして、今回の改正も

これに倣ったところでもございます。

事業譲渡に伴う免許人の地位の承継を許可するに当たっては、事業を維持するに足りる財政的基礎があるかどうか等の免許の審査基準の規定を準用してございまして、ラジオ局についてもその重要性にかんがみて厳正な審査を行ってまいりたいと思っております。

かつて、新聞社がまずラジオ局をつくる、そしてそのラジオ局と新聞社がテレビ局をつくるという、こういう日本の電波、ラジオ、テレビの歴史みたいなものがあるんですが、それがいろいろな持ち場持ち場で変わっていくというのは、それは時の流れだろうというふうな思いますが、決してラジオがお荷物のようなものであつてはならない。

先ほど言いましたように、目の不自由な人たちにとってはラジオが唯一の情報源だということもいう声もあるわけですし、いろいろな意味でラジオの利便性というのは今暮らしの中で私自身も享受をしている一人でありまして、決してお荷物ではないという思いに立って、ますますラジオの未来は明るい、こう私は思っております。

○宮本岳志君 一言だけ。

これに倣つたと言いますが先にも、商法改正とこの法案とはどちらが先に通るかもわからないような形で進んでいるわけですから、私はやはり譲渡による免許承継ということが独立して出されてきていることだと思っております。

それで、放送局の分社化は一般論ではないと思えます。極めて具体的な問題です。TBSだけではなく、既にラジオ分離の動きは西日本放送、琉球放送などで始まっております。今回の法改正は結局この流れを加速させ、民放ラジオ文化の衰退と労働者の切り捨てをもたらすものだということを指摘して、私の質問を終わります。

○三重野栄子君 社民党の三重野栄子でございます。

法案に関連して質問をいたします。先ほどから事業譲渡に関しましてはお二方のい

ろいろ質問もございましたんですけれども、私もこの点について伺いたいと思います。

現行法では、無線局の免許人の地位承継につきましては相続と合併等以外の場合には認められませんでした。改正案では事業譲渡の際にも無線局免許が承継できるようにするものでありますが、放送免許は五年以内の有効期限を定めた期間限定でございますから、そうしますと事業譲渡といった場合の売買制度からはなじまないと思っております。けれども、この点につきまして伺いたします。

○政務次官(小坂憲次君) 現行では、免許の有効期間中、原則五年でございますけれども、に事業譲渡が行われた場合、譲り受け人が事業に必要な無線局を引き続き運用するためには、譲り渡す方がまず無線局の廃止手続を行うとともに、今度譲り受けます方は新規の免許申請手続を行う必要がございます。この際、ほかの者から、第三者から同様の免許申請がなされた場合、競願状態が生じることとなるために、必ずしも譲り受け手が免許を取得して事業を継承できる保証はないわけでございます。

また、事業譲渡の場合には、従来使用されておりました無線設備によつて同じ周波数で無線局を運用するにもかかわらず、現行の手続では譲り受け人は再度無線設備の工事設計等の書類を提出する必要がございます。また譲り渡す方は無線局の廃止の届け出の手続をする必要がございます。このために、事業の継続性の確保を可能とするために、免許人の手続の負担の軽減等を図り、免許の有効期間中に生じた企業再編の必要性にこたえることができるようにしたいと思います。

○三重野栄子君 そこで、競願手続の問題でございますけれども、先ほど海外の状況も含めまして大変詳しく御説明をいただきました。

本案では、放送局以外については競願状態となつた場合は比較審査により免許付与を行うものでありますけれども、比較審査基準につきましても法律に明文化されていないので、策定する用意はないかということでお尋ねいたします。

○政府参考人(天野定功君) 無線局免許の比較審査基準の法定化の問題でございますけれども、無線局の種類や目的などにより基準の内容は違つております。また、今後の技術の進歩や電波利用に対する需要の変化により基準は変わり得るものであります。こういったことから、具体的な基準を法律レベルで規定するのは非常に難しいという考えでございます。こうした困難性は無線局の免許に限らずさまざまな行政分野においても同様でございます。また、このため他の分野においても比較審査基準を法律に規定していかないのが一般的な規定でございます。

私もとしましては、比較審査基準のうち基本的な事項につきましては、電波監理審議会に諮問の上郵政省令に規定するとともに、さらにそれを基盤として、無線通信システムごとのより詳細なブリックコメントを募集した上で公表することとしたいと考えております。こうした手続をとることによりまして、比較審査の透明性、公平性の確保を図ることができると考えております。

○三重野栄子君 大変透明にできるように要望するところでございます。

次に、欠格条項の問題で伺いたしますが、障害者の社会参加を阻む権利侵害であるというふうに私どもは思います。欠格条項があるというところは、したがって、欠格条項は、絶対的欠格条項であつたとしても相対的欠格条項であつても、どちらも完全撤廃をすべきであると私どもは考えているところでございます。したがって、資格取得につきましても、その資格に必要な要件を希望者が満たしているのかどうかという点で判断すべきだと思つておりますけれども、大臣いかがお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(八代英太君) 今委員から御指摘のように、あらゆる免許制度に関する欠格条項は見直しを進めてできるだけ撤廃の方向というものが私は世界の流れだろう、このように思つておりますので、そういう意識を私からまず申し上げておきたいと思つております。

そこで、無線従事者は、人命、財産の安全を確保するための船舶や航空機の通信を取り扱つたり、あるいは放送・電気通信事業、防災行政無線などの社会的に重要な無線設備の操作を行うことができる資格でございます。遭難通信あるいは非常通信などの重要な通信が確実に行われなかつたり、あるいは誤つた無線設備の操作によつて指定された以外の周波数を発射して他の重要な無線通信に混信妨害を与えるなど、社会的に重大な影響をもたらすことがありますとこれは一大事でございます。

このため電波法では、著しく心身に欠陥があつて無線従事者に適しない人には無線従事者免許を与えないことができて、こう規定されております。この辺は今後議論が必要であると私自身は思つておりますが、欠格条項を含めて平成十四年までにはこのあたりを整理していこうという今動きもございまして、今後の研究課題とさせていただきます。できるだけ多くの人に、何ができないかではなくて何ができるかという方向が私たちのまた考えでもございまして、これから勉強していかなければならない、こう思つております。

○三重野栄子君 いろいろと御研究をされているようでございますが、郵政省所管法律におきまして欠格条項は幾つぐらいあるんでしょうか。今も細々と御説明いただいたようでございますけれども、その点をちょっと伺いたいと思つております。

それから、今もおっしゃいましたけれども、政府方針で、九九年、障害者施策推進本部決定の中で「障害者に係る欠格条項の見直しについて」というものがございまして、それらの検討状況と、それから障害者プランの終了年度、今もおっしゃいましたが、二〇〇二年度までにはこの欠格条項を完全撤廃できるかどうか、そこらあたりの見通しもう一度改めて伺いたしたいと思います。

○政府参考人(天野定功君) 郵政省全体の欠格条項の種類など全体の状況は私は残念ながらたゞいま現在承知いたしておりますので、今の御答弁

につきまして、別途調べた上でお答えさせていただきますと思います。

○委員長(齋藤勲君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中曾根弘文君が委員を辞任され、その補欠として脇雅史君が選任されました。

○三重野栄子君 それでは、別途調査をいただきまして、私の方に御報告いただければ大変うれしく思います。

次に、電磁波の問題も先ほど内藤委員からいろいろお話がございました。そこで、多分重複する面もあるかと思つておりますけれども、一、二申し上げて、さらにお伺いしたいというふうに思つております。

電磁波の人体影響につきましては、三月十五日に洲上議員が本委員会において取り上げまして郵政省の見解をお伺いしたところでありますけれども、その際、大臣が「なお、ペースメーカーなんか入れている方は二十二、三センチは離してやれとか、そういうことはおっしゃつていますが、しかし現状では心配ない」という面もおっしゃつたと思つております。「本当に心配はないのかと専門家に聞きますと、全くそれは心配ありません」ということですので、念のため申し上げておきます。」ということでお答弁をいただいたように伺つております。

しかし、五月十八日の西日本新聞に、「郵政省は世界保健機構(WHO)の国際調査への参加を決めた」と報じられておりました。また、五月二十四日の読売新聞によりますと、電気通信技術審議会に電磁波吸収量の測定方法を諮問したとございまして、念を押してまで心配されていらないと発言された大臣が、なぜWHOの国際調査への参加とか、あるいは電気通信技術審議会への諮問などをお決めになったのか、そのあたりをお伺いしたいと思つております。

最近、JR東日本では、乗客の心臓ペースメー

カーなど医療機器への影響を考えまして車内における携帯電話の電源切断を呼びかけておりますが、同社に寄せられた携帯電話に関する苦情のうちの一割がペースメーカーなどへの影響を懸念するものというふう言われております。日本心臓ペースメーカー友の会によりますと、携帯電話が誤作動を起こしたという報告はないけれども、不安を訴える患者は絶えないと言われております。

さらに、携帯電話が出す電磁波の人体影響につきまして、頭部に密着させて使うために、微弱であつても脳腫瘍などの原因になるのではないかと言われております。しかし、科学的に証明されていないためにあとひとつ対策が立てにくいという実態もありますけれども、各国の専門家が言われるように、潜在的な危険性を完全に排除できない。そうであるならば、研究を進め、世界的なコンセンサスをつくる必要があると思うのであります。

体に吸収される電磁波の測定方法について、欧米の動きに合わせて取り組みが始まりましたけれども、欧米基準を下回ることなく、世界に恥じないしつかりした基準をつくっていただきたいと思うのでございますけれども、これらの問題につきまして、長々申し上げましたけれども、大臣の御見解を伺います。

○国務大臣(八代英太君) 同僚の湖上委員からも、たびたびこの問題は御提言をいただいております。

携帯電話はまさに急速に普及しております、国民生活の必需品となつております。一方で、携帯電話の電波が人体に与える影響について不安を持つ方があることも承知いたしております。例えばペースメーカーの人とかというようなことを先般もお答えしたわけでございます。

このため、郵政省では、電波が人体に及ぼす影響について電気通信技術審議会に検討をお願いいたしまして、十分な安全率を考慮した基準値である電波防護指針の答申を受けております、その

基準値を民間のガイドラインとして活用するよう関係機関に要請をいたしていただいております。

しかし、それだけで安全かという御懸念があるかどうかということも、これもまたいろいろあるわけでございますので、郵政省としてはこの基準値を満たせば安全性は確保できるものと考えておりますけれども、その強制規格化を図るためには、本年五月二十二日の電気通信技術審議会に局所SARと呼ばれる人体への電波の吸収量の測定方法について実は諮問したところでございます。この答申は多分年内には出る予定ではございますけれども、そこでさらに安全性というものは私どもは担保されるだろうと、このように思っております。

さらに、平成九年度から電波の生体に与える影響の研究を実施しておりますけれども、今年度からは携帯電話の使用と脳腫瘍との関係についての疫学調査等をさらに実施いたしました。本当に大丈夫かいな、心配ないかと、こういうことをやっぱりしつかり国の内外に伝えることが大切だというふう思っておりますので、引き続きこの研究は続けていかなければならない、このように思っている次第でございます。

○三重野栄子君 終わります。ありがとうございました。

○委員長(齋藤勲君) 他に御発言もありません。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○宮本岳志君 私、日本共産党を代表して、提案されている電波法の一部を改正する法律案に反対の立場で討論を行います。

本法案は、無線局免許の競願手続の整備、特定基地局の開設計画の認定制度の創設、周波数割り当て計画の策定、無線従事者免許に関する規定の合理化などの内容を持つものであり、これらの点については特に反対の立場をとるものではありません。

せん。

しかし、本法案により事業譲渡に伴う無線局免許の承継が制度化されることは、昨今の社会情勢のもとで容認することはできません。規制緩和の流れの中で、資本の飽くなき利潤追求の手段として用いられている企業組織の再編成が労働者の生活と雇用を脅かす事態が広がっております。NTTグループの例を見ても明白なように、収益性の高い部門を不採算部門から切り離す目的での企業再編がもたらすのは、労働者の雇用と権利の破壊であり、企業の公共的責務の放棄です。

こうした企業組織の再編成の一手法である事業譲渡を放送事業でも行えるようにする今回の改正は、放送文化を支えるために献身している労働者の権利及び放送の公共的使命の双方を脅かすものであります。

既に、TBSを初め琉球放送、西日本放送などにラジオ部門の分離の動きが広がっており、民放幹部からはラジオを不採算部門としてお荷物扱いする発言も出ています。

衆議院の審議で郵政省は、TBSの分社化はラジオ局の免許の移転を想定したのではないと説明をしていますが、TBS自身が加盟し副会長まで派遣している民放連の報道によつて、この説明が事実と反するものであることが明らかになりました。

しかも、郵政省は、この条文に関する法改正の意義の根本にかかわる改正が他の委員会に付託されて審議されるという事実を伏せたまま、本法案を衆議院通過させています。こうした背信的なやり方は、議会制民主主義を軽視したものであり、許されるものではないということを指摘して、本法案への反対討論をいたします。

○委員長(齋藤勲君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、築瀬君から発言を求められておりますので、これを許します。築瀬進君。

○築瀬進君 私は、ただいま可決されました電波法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会、公明党・改革クラブ、社会民主党・護憲連合及び参議院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読させていただきます。

電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

放送の公共性にかんがみ、放送事業の全部譲渡の場合における無線局免許人の地位承継の許可に際しては、当該業務を維持するに足る財政的基礎等の審査基準を厳格に遵守するとともに、地域の放送サービスの低下を招くことのないよう十分配慮するよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(齋藤勲君) ただいま築瀬君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(齋藤勲君) 全会一致と認めます。よつて、築瀬君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、八代郵政大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。八代郵政大臣。

○国務大臣(八代英太君) ただいま電波法の一部

を改正する法律案を御可決いただき、齋藤委員長を初め各委員の先生方に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにいただいたの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○委員長(齋藤勲君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(齋藤勲君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十八分散会

五月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、必要な規制の維持・強化等、利用しやすい安全な
- 安全なタクシ一の確立に関する請願(第一五
- 一一号)

第一五一号 平成十二年五月十七日受理

必要な規制の維持・強化等、利用しやすい安全なタクシ一の確立に関する請願

請願者 大阪市旭区中宮一ノ二三ノ二七

伏見克広外六千八百十名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一一九七号と同じである。

第十六号中正誤

ペ	段	行	誤	正
二	三	終わり	なれば	なれば
二	三	終わり	直集	直収
三	四	終わり	我が	私が
三	一	八	別れる	分かれる